

男女共同参画基本計画（第 3 次）の策定に向けた 提言（案）

提言にあたって

21世紀の最重要課題として、男女共同参画社会の実現を掲げた男女共同参画社会基本法施行から10年が経過し、この間、男女共同参画に関する推進体制の整備が図られ、様々な取組が進められつつあるものの、その進展は緩やかであり、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要である。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画は、議会議員、公務員、企業、各種機関・団体、地域などあらゆる分野において徐々に進みつつあるが、その歩みは遅く、国際的にも低水準にとどまっている。

また、近年、男性も女性も仕事と家庭生活を両立させることを希望する傾向が強く見られ、企業の支援体制も少しずつ整いつつあるが、出産を機に離職する女性は依然として多く、少子化対策やワーク・ライフ・バランスを進める観点からも、仕事と育児の両立を困難にしている構造の変革が急務である。

さらに、昨今の経済・雇用情勢の悪化は、女性の就労をめぐる問題のみならず男性の不安定雇用、若年層への就労不安をもたらす等、経済・社会情勢の急激な変化が、男女共同参画をめぐる諸問題をより複雑・多様化させている。

こうした局面において、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のための取組は、社会に生じている様々な課題解決に道筋をつけ、一人ひとりが豊かな人生を送ることを可能にし、ひいては持続可能で活力ある社会に向けての大きな原動力となり得るものである。

全国知事会では、こうした時代の変化に適切に対応し、地域の実情に応じた実効ある対策を実現させるべく、全都道府県を対象に、取組状況や課題、好事例等を調査した。その結果に基づき、特に緊急かつ重要な項目について、現場の視点と経験から、男女共同参画基本計画(第3次)の策定にあたり提言を行う。

記

【提言項目】

1. 政策方針決定過程への女性の参画の促進
2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
3. 女性に対する暴力の根絶
4. 学校教育における男女共同参画の推進
5. 効果的・戦略的な意識啓発の実施
6. 新たに論点とすべき事項への提言

1. 政策方針決定過程への女性の参画の促進

(1) 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における職務指定の緩和と女性の参画促進

法令等により設置が義務づけられている審議会等には、委員が職務指定されている会議が多くあるが、指定されている職に就任している女性は少なく、また知事が指名できる範囲も狭いため、都道府県の裁量で女性を登用できる範囲が限られている。

そのため、都道府県防災会議における女性委員の割合は全国平均で3.2%、都道府県交通安全対策会議では7.2%（内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成21年度)」）となるなど、現実に女性の登用が進まない審議会等があることから、国においては、法令等に定める職務指定の緩和や弾力的運用等委員資格要件の緩和、法改正も含めた都道府県知事や市町村長の裁量権の拡大を図ること。

また、現基本計画で定める「2020年30%」の目標値を達成するため、社会のあらゆる分野において女性の参画が進むよう、女性委員の人数枠を、制度として割り当てるクォータ制の導入を図るなど強力な施策を講じること。

(2) ポジティブ・アクションに取り組む企業への優遇措置制度の拡充

民間企業の部長相当職に占める女性の割合は4.9%、課長相当職は7.2%、係長相当職は13.8%（平成21年賃金構造基本統計調査）と、いずれも極めて低い状況にある。

都道府県では、ポジティブ・アクションをはじめ職場における男女共同参画の推進に取り組んでいる企業に対し、公契約における入札参加資格審査時の加点制度や融資金利優遇措置等を行っている例があるが、いずれも地方自治体単位の取組にとどまっており、その効果は限られている。

内閣府では、事業の入札における総合評価において、女性の雇用率、労働時間短縮等を評点要素に加える取組を始めようとしているが、同様の取組を各省庁にも拡大する等、ポジティブ・アクションの推進について、より具体的な施策を計画に明記すること。

2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(1) 仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への優遇措置と各種支援制度の拡充

都道府県では、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、企業名や取組を紹介するなど、企業の取組を支援している例がある。

国においても、法定を上回る育児休業・介護休業等の制度整備、あるいは取得促進に向けた職場環境づくり、また、多様な働き方を可能とする制度の導入などに積極的に取り組んでいる企業に対し、その取組にかかる費用を企業の課税所得から差し引く等の優遇措置を実施すること。

(2) 女性の再チャレンジ等支援と雇用における均等処遇の確保

女性の再就業、起業などについて、就業支援関係機関等との緊密な連携をベースに、相談から訓練、就業までのワンストップ相談窓口の充実など総合的な支援体制の構築を図ること。

また、育児休業・妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに対する全国の相談件数が増加していることを踏まえ、不利益的取扱い事案に対し「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく対応を徹底するとともに、女性や若者層で増大している非正規雇用者について、正規雇用者との均等処遇を考慮した制度整備を図ること。

(3) あらゆる人に向けた啓発の実施

普及啓発にあたっては、働き方の見直しや職場環境に関わる取り上げ方だけでなく、ワーク・ライフ・バランスは、誰もが豊かな人生を送るために必要であるという観点にも重点を置き、あらゆる世代や立場の人にも理解が進む啓発や推進策を講じること。

3. 女性に対する暴力の根絶

(1) DV被害者等の行政手続き等の安全確保と公的保証制度の構築

DV被害者及び同伴児の国民健康保険や児童手当の手続きについては、婦人相談所等が発行する証明書により運用が図られている。

しかし、所在の発覚を恐れて、他の行政手続きを躊躇する事例も見受けられるため、DV被害者及び同伴児の保護等の観点からあらゆる行政手続き等においても、当該証明書により手続きを可能とするなど、全国共通の仕組みを創設すること。

また、住宅の確保や就業の促進はDV被害者の自立に極めて重要であることから、身元保証人や連帯保証人を公的に確保できる保証制度を構築すること。

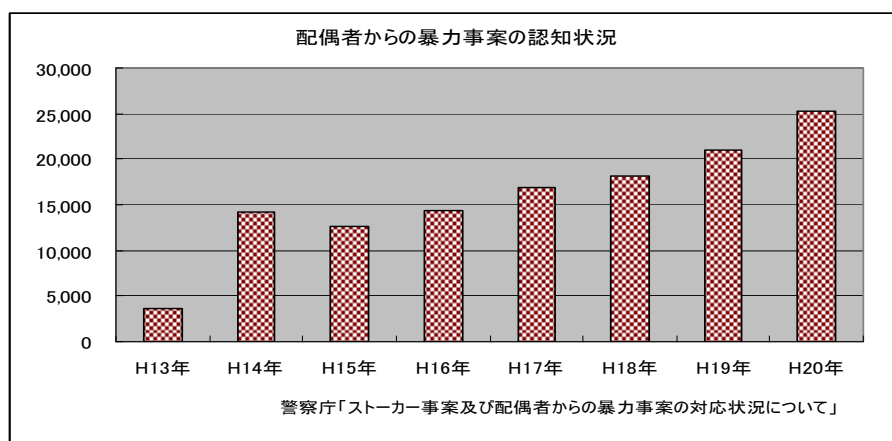
(2) 市区町村が設置する配偶者暴力相談支援センターへの支援

市区町村が設置する配偶者暴力相談支援センターにおいて一時保護等を行う場合、婦人相談所と同等の機能を果たしていることから、支援面で同等の扱いがなされるよう法の見直しを行うこと。

(3) 民間団体が行うDV被害者支援活動に対する全国的な支援制度の創設

配偶者からの暴力事案認知件数が急増する等、被害者支援の必要性は年々高まっているが、地域におけるきめ細かな対応といった面から、民間団体の活動によるところも大きい。

国においては、被害者を一時的に保護するシェルターをはじめ被害者支援活動を行う民間団体をDV対策の担い手として位置づけ、支援制度を創設すること。



(4) 加害者対策の推進

女性に対する暴力を根絶する取組の一つとして、再発防止の観点から加害者への対策が重要である。

国においては、加害者更正プログラムを作成し、その効果を検証するなど、実効性ある加害者対策の検討を進めること。

(5) 若年層へのデートDV予防啓発・教育の推進

恋人同士の間で起こる暴力、いわゆる「デートDV」による問題に対応するため、都道府県においては、外部講師による高等学校出前講座や教員・保護者向けの研修を実施している例がある。

国においては、デートDVが存在し、課題となっていることを計画に明確に位置づけるとともに、若年層向けの啓発資材を開発し、積極的に学習機会を設けるなど、文部科学省等と連携し予防啓発・教育を徹底すること。

4. 学校教育における男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の教育課程への明確な位置づけ

男女共同参画意識や自立意識の醸成には、子どもの発達段階に応じた学習が重要である。

男女共同参画の教育を定着・充実させるために、文部科学省と連携し、良質な学習教材を作成するとともに、教育課程への位置づけを明確にすること。

また、教育に携わる者が、男女共同参画の理念を正しく理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、教員に対する研修の充実を図ること。

(2) 小中高校生段階におけるキャリア教育の充実

男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、社会の変化に対応し、主体的に進路を選択・決定できる能力や勤労観・職業観を身につけ、自立した社会の担い手として育つよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育の更なる充実を図ること。

また、女性の参画が進んでいない理工系分野への女性の進出を促進するため、企業等とも連携し、様々な職種で活躍しているロールモデルの提示やメディア等を活用した戦略的な広報・普及啓発を行うなど理工系進路選択支援の取組を強化すること。

5. 効果的・戦略的な普及啓発の実施

(1) 意識の浸透を図るための戦略的な普及啓発の実施

国や地方公共団体の行う男女共同参画社会の実現に向けたイベント等を知らない人の割合は、男女とも6割を超えており（平成21年「男女のライフスタイルに関する意識調査(内閣府)」）、特に若い世代において参加率や認知度が低く、地方メディアを媒体とする啓発は、発信力が限定的であり、期待する効果が上がりにくい状況にある。

男女共同参画の意識やワーク・ライフ・バランスを広く普及するため、世代別、ライフステージ別に、国民の実行動につながるような説得力のあるアプローチを試みるとともに、全国メディアを活用し、戦略的に啓発を実施すること。

(2) 男性に向けた意識啓発の促進

男性の家庭・地域への参画の必要性や同居家族介護者の約3割が男性である現状（平成19年「国民生活基礎調査」）、高齢単身男性の生活保護の保護率（約15%）は高齢単身女性（約8%）よりも高く（平成17年「被保護者全国一斉調査」）、高齢男性の生活自立の困難さや孤立が危惧されるなか、今後65歳以上の単身男性の増加が推計される等、男性が直面している現状を踏まえ、男性に向けてより実感が伴う普及啓発を行うこと。

(3) メディアの自主的取組の促進

男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年内閣府発表）では、メディアにおける性・暴力表現について「問題がある」とする者の割合が80.0%に上っている。

こうした状況を踏まえ、情報を発信する側の自主規制やルールが確立が行われるよう、メディアに対し、強く働きかけを行うこと。

6. 新たに論点とすべき事項への提言

(1) 地域課題解決型実践活動の具体化

地域における男女共同参画推進の今後のあり方として、地域課題解決型の実践活動への移行が必要とされているが、地域活動には、防災・防犯、子育て支援、環境、地域おこし、まちづくり、観光など様々な活動分野にまたがっており、男女共同参画の視点を活かした地域活動のイメージがつかみにくい。そのため、その活動に係る省庁とも連携し、男女共同参画の視点を活かすべき地域活動の対象を具体的に提示し、地域活動の対象を明確にすること。

また、地域における様々な取組に男女共同参画の視点を根付かせるための具体策の提示や、男女共同参画の視点を持って地域活動に取り組む人材養成のための研修プログラムの開発を行うこと。

(2) 生活困難を抱える人々への対応

生活困難が幅広い層に広がっているが、相対的貧困率は男性に比べて女性が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯層で高くなっている。出産や育児などにより就業を中断する女性が多いことや、女性の就労は非正規雇用に集中しやすいこと、男性に比べ女性の平均賃金水準が低いことなど、その背景には男女共同参画の問題がある。

生活困難を抱える人々への対応については、こうした男女共同参画の課題を踏まえ対応策を打ち出すこと。

【非正規雇用者の割合】

(「労働力調査(詳細集計)平成21年平均(速報)」)

男性	18.4%
女性	53.3%

【平均賃金水準】

(平成20年「賃金構造基本統計調査」)

男性一般労働者	100.0
女性一般労働者	67.8